

## 登録手続について

### (1) 登録に必要な書類（登録申請書及び添付書類）

登録申請書		頁
解体工事業登録申請書	別記「様式第1号」	19～21

添付書類	備考	頁
①誓約書 「別記様式第2号」		22
②登録申請者の調書 「別記様式第4号」	法人－役員全員及び法人自体の略歴 個人－本人又は法定代理人	28～31
③技術管理者が基準に適合する者であることを証する書面 ◆解体工事業に係る登録等に関する省令第7条(以下「省令」という。)参照	・卒業証明書、国家資格証、講習修了証、登録試験合格証等の写し (新規登録時は原本も持参。) ・実務経験証明書 「別記様式第3号」	24
④技術管理者の住民票の抄本 又はこれに代わる書面(※)		—
⑤申請者の住民票の抄本 又はこれに代わる書面(※)	法人－役員全員 個人－本人又は法定代理人	—
⑥登記事項証明書(法人)	交付から3ヵ月以内のもの	—
⑦役員等確認表	県警への役員照会時に使用	9
⑧他都道府県知事による 解体工事業登録通知書の写し	申請時において既に他都道府県知事の登録を受けている場合について必要	—
⑨登録等申請に係る本人確認票(※)	④、⑤の住民票抄本の添付を省略した場合にのみ必要	10
⑩申請代理人への委任状	代理人(行政書士等)による申請の場合は、委任状を添付	—

副本については、④～⑥は写しでも可。

※④、⑤については、住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報の提供が得られる場合は添付が省略できますが、その場合は⑨登録等申請に係る本人確認票が必要になります。

#### ◆技術管理者の基準(省令第7条)

一 次のいずれかに該当する者

イ 解体工事に関し学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後4年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後2年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科(次号において「土木工学等に関する学科」という。)を修めたもの

ロ 解体工事に関し8年以上実務の経験を有する者

ハ 建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の建設機械施工若しくは二級の建設機械施工(種別を「第一種」又は「第二種」とするものに限る。)、一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理(種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者

ニ 建築士法による一級建築士又は二級建築士の免許を受けた者

ホ 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級のとび・とび工とするものに合格した者又は検定職種を二級のとび若しくはとび工とするものに合格した後解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者

ヘ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者

二 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は次条から第7条の4までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもの

イ 解体工事に関し学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後3年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後1年以上実務の経験を

有する者で在学中に土木工学等に関する学科を修めたもの ロ 解体工事に関し7年以上実務の経験を有する者 三 第7条の17、第7条の18及び第7条の21において準用する第7条の3の規定により 国土交通大臣の登録を受けた試験に合格した者 四 国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者
--

※実務経験証明書の審査方法については、「実務経験証明書事務取扱要領」を参照すること。

(2) 登録（更新）申請・審査手数料

下記金額の岐阜県収入証紙を解体工事業登録申請書(正本)の所定欄へ貼付

- 新規登録申請・・・33,000円
- 更新登録申請・・・26,000円

(3) 申請書等の提出先と提出部数

- 申請者の所在地又は住所が岐阜県内の場合

所在地又は住所を所管する土木事務所へ 正本1部と副本2部を提出

- 申請者の所在地又は住所が岐阜県外の場合

技術検査課へ 正本1部と副本1部を提出

\* 提出は、持参又は郵送による(副本等の返送を希望する場合は返信用封筒を添付)

(4) 登録の更新

登録の更新申請をする場合は、有効期間の満了する日の30日前までに申請書を提出しなければならない。(書類については、新規登録申請と同じ。)

(5) 登録後の変更届

申請事項に変更があった場合は、変更届及び変更に応じた添付書類を30日以内に提出させる。

提出部数等については、(3)と同じ。

変更届		頁
解体工事業登録事項変更届出書	「別記様式第6号」	32

添付書類	変更事項						頁
	氏名 名称 住所 (個人)	名称 住所 (法人)	営業所 の名称 及び 所在地	役員 の 氏 名	法定代 理人の 氏 名	技術管 理者の 氏名及 び住所	
①誓約書 「別記様式第2号」				○ 注1	○		22
②登録申請者の調書 「別記様式第4号」				○ 注1	○		28～ 31
③技術管理者が基準に適合 する者であることを証する書面						○ 注3	24
④技術管理者の住民票の抄 本又はこれに代わる書面 (※)						○	-
⑤申請者の住民票の抄本又	○			○	○		-

はこれに代わる書面(※)				注1			
⑥登記事項証明書(法人)		○	○ 注2	○			—
⑦役員等確認表				○ 注1			9
⑧登録等申請に係る本人確認票(※)	○			○	○	○	10

注1) 新たに役員になる者がある場合

注2) 営業所の登記がある場合

注3) 国家資格者証等の写し、又は実務経験証明書「別記様式第3号」を添付

※④、⑤については、住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報の提供が得られる場合は添付が省略できますが、その場合は⑧登録等申請に係る本人確認票が必要になります。

#### (7) 廃業等届出書又は通知書

下記の事項に該当した場合は、30日以内に解体工事業者廃業等届出書（岐阜県様式第4号）又は通知書（岐阜県様式第8号）を提出。

提出部数については、(3)と同じ。

- ・ 廃業等届出書(岐阜県様式第4号)

該当事項	提出者
① 死亡した場合	相続人
② 法人が合併により消滅した場合	法人を代表する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）であった者
③ 法人が破産手続き開始の決定により解散した場合	破産管財人
④ 法人が合併及び破産手続き開始の決定以外の理由により解散した場合	精算人
⑤ その登録に係る都道府県の区域内において解体工事業を廃止した場合	解体工事業者であった個人又は解体工事業者であった法人を代表する役員

\* 個人事業主が法人化した場合は、廃業等届出書提出後(個人)、あらたに登録(法人)が必要。

- ・ 通知書（岐阜県様式第8号）を提出する場合

該当事項	提出者
① 法第21条第1項括弧書きの許可（土木・建築・解体）を受けた場合	代表者

\* 通知書には許可通知書の写しを添付。